

社会福祉法人きくのか福祉会 定款施行細則

第1章

(目的)

第1条 この定款施行細則は、社会福祉法人きくのか福祉会（以下「法人」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会の運営)

第2条 定款第6条に規定する評議員会・解任委員会の運営については、別に定める評議員選任・解任委員会の運営細則による。

第3章 評議員

(評議員の改選)

第3条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員選任関係書類)

第4条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 就任承諾書
- (2) 欠格事由の確認書
- (3) 履歴書
- (4) その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

- 2 評議員選任・解任委員会で選任された評議員に対して、すみやかに「委嘱状」(又は『選任通知表』)の交付を行う。
- 3 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。
- 4 第1項の資料を徴した者のうち、評議員(補欠を含む。)に選任されない者があった場合には、第1項の資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第5条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(解任の提案及び手続)

第6条 評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

- 2 当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
- 4 当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第7条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(評議員名簿)

第8条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くものとする。

第4章 評議員会

(役員等の出席)

第9条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

3 法人の職員等は、理事及び監事を補助するため、議長の意見を受けて評議員会に出席することができる。

4 評議員会は、必要に応じ、前3項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(評議員会の開催)

第10条 評議員会は、定款第11条に定める定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第11条 理事長は、評議員会を招集しようとするときは、招集事項について理事会の承認を得た上、もしくは決議によって次の事項を定め、招集事項を記載した書面により召集日の1週間前までに評議員に通知するものとする。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項(議題)

(3) 議案の概要

2 定時評議員会の招集にあつては、前項の規定による召集の通知とあわせて、計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び事業報告並びに監査報告(会計監査報告を含む)を評議員会に提供するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

4 前項の規定により召集の通知を省略し開催する場合は、評議員全員からこれに同意する旨を書面(客観的に確認できる書類を作成)により受理し、保存するものとする。

(評議員提案権)

第12条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合には、この限りではない。

(評議員会の運営)

第13条 評議員会に議長を置き、議長は出席した評議員の中からその都度互選するものとする。

(評議員会の決議方法)

第14条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数を持って決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加えることができない。
- 3 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。
- 4 議決権は、書面若しくは電磁的方法により行使することができない。
- 5 議長は、次に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 6 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当る多数を持って行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 役員の実任の一部免除
 - (4) 法人の解散
 - (5) 法人の合併契約
- 7 理事、監事又は評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。

(決議の省略)

第15条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告事項)

第16条 評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

(報告の省略)

第17条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書名又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(理事などの説明義務)

第18条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 当該事項について必要な説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を当法人に通知した日が、評議員会の日より相当の期間前である場合
 - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明することにより当法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を

侵害することとなる場合

(議事録)

第19条 評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 特別の利害関係を有する評議員の氏名
 - (4) 社会福祉法施行規則第2条の15第3項第4号に規定する監事〈又は会計監査人〉の意見等
 - (5) 出席した評議員、理事又は監事の氏名又は名称
 - (6) 議長の氏名
 - (7) 議事録を作成した者の氏名
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。
- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされる日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 評議員会の報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。
- (1) 評議員会の報告があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 評議員会の報告があったものとみなされる日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議長は、議事録の正確を期すために適当と認める職員に議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 5 作成した議事録は、次回の評議員会で各評議員に供覧するものとする。
- 6 議事録は、議案書、報告書並びにその説明のための参考資料を添付して、評議員会の日から10年間主たる事務所に添えおくものとする。

(欠席者への報告)

第20条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

第5章 役員

(役員改選)

- 第21条 役員改選は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。
- 2 評議員会に対する役員選任候補者の提案は、理事会の決議により行うものとする。
 - 3 監事の選任候補者の提案は、前項の手続きに加え、在任する監事の過半数の同意を得なければならない。
 - 4 前項の同意があった旨は、第2項の決議を行った理事会議事録に記載するものとする。

(役員選任関係資料)

第22条 評議員会に役員選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 就任承諾書

- (2) 誓約書
 - (3) 履歴書
 - (4) その他役員の下格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料
- 2 評議員会で選任された役員に対して、すみやかに「委嘱状」(又は「選任通知書」)の交付を行う。
 - 3 前2項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。
 - 4 前1項の資料を徴した者のうち、役員(補欠を含む。)に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第23条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(役員解任)

第24条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(解任の提案及び手続)

第25条 評議員会に役員解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

- 2 当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
- 4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第26条 理事又は監事に欠員が生じた場合は、すみやかに補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第27条 理事長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に5年間備え置くものとする。

第6章 理事会

(理事会の開催)

第28条 理事会は、毎会計年度に3月 6月及び11月の年3回開催する。

- 2 その他、理事会は、次の事項のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に召集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき

- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項の規定により、監事から理事に請求があったとき
- (5) 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集者)

第29条 理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

- (1) 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合
 - (2) 前条第2項第3号および同条第2条第4号により理事が招集する場合
 - (3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第3号及び第2項第4号による場合は理事が、前条第2項第5号による場合は監事が招集する。
- 4 理事長は、前条第2項第2号又は同条第2項第4号に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

(理事会の招集)

第30条 理事会の招集は、次の事項を記載した書面により召集日の1週間前までに各理事及び各監事に通知するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 議題（理事会の目的である事項）
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。
- 3 前項の規定により召集の通知を省略し開催する場合は、評議員全員からこれに同意する旨を書面（客観的に確認できる書類を作成）により受理し、保存するものとする。

(議長)

第31条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任するものとする。

- 2 理事会の決議（特別決議を除く。）において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。
- 3 理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(法人の業務執行の決定)

第32条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告、決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長等の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の取得・処分、担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約

- (11) 寄附金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定
- (13) 新たな事業の経営又は受託
- (14) 社会福祉充実計画の策定
- (15) 評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案
- (16) その他第51条に規定する、日常の業務として理事会が定める理事長などの決裁事項以外の全ての法人の業務に関する事項

(理事による利益相反の取引などの制限)

第33条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければいけない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
 - (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき
 - (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認をえるものとする。
- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であると示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引などの報告)

第34条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(理事会の決議方法)

第35条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数を持って決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 3 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。
 - 4 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。
 - 5 議長は、事項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合のみ行使することができる。
 - 6 次の決議は、議決に加わることができる理事の3分の2以上にあたる多数を持って行わなければならない。
- (1) 臨機の措置

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告事項)

第37条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事長及び業務執行理事の職務の執行の状況
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況)
- (3) 利益相反等の取引をしたときは、その取引の重要な事実
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(報告の省略)

第38条 理事または監事が、理事また監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長による自己の職務の執行の状況についての報告は省略することができない。

(監事の出席)

第39条 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第40条 監事は、理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(議事録)

第41条 理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第2号に定める方法で招集されたときは、その旨
 - (3) 議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 特別の利害関係を有する理事の氏名
 - (5) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第5号に規定する意見又は発言の概要
 - (6) 出席した理事及び監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録を作成した理事の氏名
- 2 理事会の決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされる日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 理事会の報告があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。
- (1) 理事会の報告があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 理事会の報告があったものとみなされる日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議長は、議事録の正確を期すために適当と認める職員に議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 5 作成した議事録は、次回の理事会で各理事及び各監事に供覧するものとする。
- 6 議事録は、議案書、報告書並びにその説明のための参考資料を添付して、理事会の日から10年間主たる事務所に添えおくものとする。

(欠席者への報告)

第42条 理事長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第7章 監事

(監事の選任議案)

第43条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とするとは又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(監査及び差止め請求)

第44条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類などを調査するものとする。この場合において、法令若しくは、定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しく損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対して、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への請求)

第45条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるとき、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第8章 決算・監査

(資料の作成)

第46条 理事長は、会計年度終了後1月以内に計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

(監事の監査)

第47条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に、監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第48条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 計算書類及びその附属明細書が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (4) 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）
- (5) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (6) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実が

- あったときは、その事実
- (7) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
 - (8) 監査報告を作成した日
 - (9) 社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由

（備え置き）

第49条 第46条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。

（評議員への提供）

第50条 理事長は、定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し、計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

第9章 事務の専決

（事務の専決）

第51条 定款第31条の規定により理事長が専決することのできる事項は、別表のとおりとする。

2 理事長が専決することのできる事項については、その一部を<業務執行理事又は>施設長の専決事項とすることができる。

（専決の報告）

第52条 理事長、業務執行理事又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。

2 業務執行理事又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

第10章 その他

（秘密の保持）

第53条 当法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

（改正）

第54条 本細則の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則 この細則は、平成30年 月 日から施行する。